
今後の施設分類別計画の策定・ 改訂について

企画部 施設マネジメント課

令和4年5月10日

「個別施設毎の長寿命化計画」＝「施設分類別計画」

国は、「インフラ長寿命化基本計画」(H25年度策定)に基づき、全国の自治体に「**インフラ長寿命化計画**」と「**個別施設毎の長寿命化計画**」の策定を要請

「インフラ長寿命化計画」(行動計画)

- ・インフラの維持管理・更新等のための中期的な方向性を明らかにする
- ・総務省では『公共施設等総合管理計画』という
- ・『周南市公共施設再配置計画』(H27年度策定・R3年度改訂)がこれに該当

「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)

- ・「インフラ長寿命化計画」に基づき、**個別施設毎の具体的な対応方針を定める**
- ・「施設分類別計画」(H27年度以降策定)がこれに該当と想定

「個別施設毎の長寿命化計画」に記載すべき事項

項目	内容
1 対象施設	行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定の上、その単位毎に計画を策定する。
2 計画期間	インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。
3 対策の優先順位の考え方	個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく <u>優先順位の考え方を明確化する。</u>
4 個別施設の状態等	<u>点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。</u> また、「対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。
5 対策内容と実施時期	<u>「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。</u>
6 対策費用	<u>計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。</u>

記載例以外の全般的な留意事項

- まちづくり総合計画や行財政改革大綱など、本市の他の計画等との整合を図る
- 対象施設に係る『周南市公共施設再配置計画』(R3年度改訂)の記載を確認のうえ策定
- 各所管で別に策定する計画がある場合、本稿における施設分類別計画に求める事項を網羅すれば、各所管で策定する計画を施設分類別計画に代えることが可能(改めて別に施設分類別計画を策定する必要はない)
特に、所管庁から別に個別施設計画の策定のためのマニュアル等が発出されている場合は、要確認→次頁以降を参照
- 表記の統一(次回の『周南市公共施設再配置計画』改訂に向けて表記ゆれを解消)
 - ・×あります／ございます 〇です／ます
 - ・×つきましては 〇については
 - ・本市が主体の場合、×される／された 〇する／した
- 元号・西暦を併記

(参考)個別施設計画の策定のためのマニュアル等

区分	対象施設	マニュアル・ガイドライン	所管
行政系施設	庁舎等	保全マネジメントシステム(BIMMS)導入・活用事例集	国土交通省
	消防施設	消防組合における個別施設計画の策定にあたっての留意事項	消防庁
公営住宅	公営住宅	国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画):個別施設計画策定マニュアル	国土交通省
その他	ごみ焼却施設 し尿処理施設 汚泥再生処理センター	廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編／し尿処理施設・汚泥再生処理センター編)	環境省
	その他のごみ処理施設等	一般廃棄物処理施設機器別管理基準	環境省
	自然公園等施設	自然公園等施設長寿命化計画策定指針	環境省

参照URL https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html